

# 農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱

制 定 平成 30 年 4 月 1 日 29 生産第 2347 号

## 第 1 趣旨

国際水準 G A P の実施及び認証取得の推進は、国産農産物の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、極めて重要であり、未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) においても、「国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、生産現場における国際水準の G A P (農業生産工程管理) の実施及び認証拡大」を推進することとされている。

このため、本事業においては、我が国の国際水準 G A P の実施及び認証取得の拡大が加速的に進展するよう、都道府県が行う G A P 指導体制の構築及び G A P 認証の取得拡大の取組を支援することとする。

## 第 2 定義

### 1 国際水準 G A P の実施

国際水準 G A P の実施とは、農業者が、取引先からの要請、自らの経営判断等に応じて GLOBALG. A. P. や ASIAGAP 等の G A P 認証取得がいつでも可能となる水準を目指し、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理に係る生産工程管理の取組 (以下「G A P」という。) について、十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解した上で、その理解に基づき、実施することをいう。

### 2 G A P 指導員

G A P 指導員とは、農業者に対する国際水準 G A P の実施に関する指導を行うために必要な高い水準の知識を習得するための研修を受講するとともに、国際水準 G A P の実施に向けた指導実績を 3 件以上有する者をいう。

### 3 G A P 指導体制

G A P 指導体制とは、農業者の G A P に対する理解を促し、G A P の実施又は認証取得の促進を目的として、2 の指導員による指導・助言等の活動を推進する体制のことをいう。

### 4 G A P 認証

本事業において取得拡大の支援対象となる G A P 認証は、GLOBALG. A. P. 、ASIAGAP 及び JGAP とする。

## 第 3 事業の内容等

### 1 第 1 の趣旨を踏まえ、本交付金は、

(1) G A P 指導体制の構築

(2) G A P 認証の取得拡大

を目的として都道府県が実施する取組に必要な経費に充当するものとする。

### 2 1 の (1) 及び (2) の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及び

その内容並びに交付率は、別表1のとおりとする。

なお、別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組を実施するに当たっては、生産局長が別に定めるガイドラインによるものとする。

### 3 事業実施期間

本事業の交付の対象となる期間は、交付金の交付の決定のあった年度の4月1日から3月31日までの1年間とする。

### 4 事業実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

## 第4 目標値及び事業実施計画書

### 1 目標値の設定及び事業実施計画書の作成

#### (1) 目標値の設定

事業実施主体は、取組に応じ、別表1の目標の欄の目標ごとに、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定する。

#### (2) 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、(1)で設定した目標値を達成するために必要となる実施計画を作成する。

### 2 事業実施計画書の承認

本交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、別記様式第1号により、目標値及びその他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成した上で、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

## 第5 事業実施計画書の審査

1 地方農政局長は、第4の2により提出された事業実施計画書について、当該都道府県等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に基づき審査を行う。

2 地方農政局長は、事業実施計画書の審査を行った上で、事業実施計画書を承認するものとする。

3 地方農政局長は、2において承認を行った場合には、管内都道府県分を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

## 第6 事業実施計画書の変更

1 本交付金の交付を受けた都道府県知事は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画書の内容を変更することができるものとする。ただし、次に定める場合にあつては、第4の2に準じて変更について地方農政局長に報告し、その承認を受けるものとする。

#### (1) 目標を追加又は削除する場合

#### (2) 目標値を変更する場合

2 地方農政局長は、1の報告を受けた場合には、必要に応じ、都道府県知事に対し意見を述べるることができるものとする。

## 第7 交付金の交付

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、2により算定する交付金について、別に定めるところにより、都道府県知事に交付するものとする。
- 2 国は、1による都道府県知事への交付金の交付に当たっては、第4の2により各都道府県知事から提出される事業実施計画書に記載された目標値等を基に、生産局長が別に定めるところにより各都道府県知事に交付する交付金の額を算定する。

## 第8 成果の取りまとめ及び事後評価

- 1 都道府県知事は、事業を実施した年度の翌年度の6月末までに、事業の成果について、別記様式第2号に従って成果報告書として取りまとめた上で、事後評価を行い、地方農政局長に提出する。
- 2 地方農政局長は、1により提出された都道府県の成果報告書に基づき事後評価を実施する。
- 3 地方農政局長は、1の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、遅滞なく生産局長に報告する。
- 4 事後評価を行った都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- 5 地方農政局長は、成果目標が達成されていない都道府県に対し、生産局長が別に定めるところにより、指導及び助言を行うとともに、当該指導及び助言を踏まえた改善計画を別記様式第3号により提出させるものとする。
- 6 地方農政局長は、5の規定に基づき都道府県知事を指導した場合には、その内容及び改善計画を生産局長に報告するものとする。
- 7 地方農政局長は、5に規定する改善計画に基づく取組終了後、当該都道府県知事に対し、再度1の事後評価の実施及び報告をさせるものとする。

## 第9 委任

本交付金の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

農業生産工程管理推進事業交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容並びに交付率

目的	目標値	事業メニュー及びその内容	交付率
I GAP指導体制の構築	1 GAP指導員の新規育成数	<p>(1) GAP指導員及びGAP認証審査員の育成 国際水準GAPの指導員やGAP認証審査員の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。</p> <p>(2) GAP指導活動の推進 国際水準GAPの指導員等が、農業者等に対して行う指導活動を支援する。</p>	<p>事業費の定額 (10/10以内) とする</p> <p>事業費の定額 (10/10以内) とする</p>
II GAP認証の取得拡大	2 GAP認証の新規取得経営体数	<p>地域のモデルとなる農業者等の認証取得の支援 地域のモデルとなる農業者等が、新規にGAP認証を取得するのに当たって必要な、次に掲げる取組に要する費用を助成する。</p> <p>ア 認証審査 イ 認証取得に係る環境整備 ウ 研修指導の受講</p>	<p>事業費の定額（ただし、生産局長が別に定める上限の範囲内）とする</p>

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
(北海道農政事務所長)  
(沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度農業生産工程管理推進事業交付金実施計画書(変更)承認申請書

農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱(平成30年4月1日付け29生産第2347号農林水産事務次官依命通知)第4の2(変更の場合にあっては第6)に基づき、関係書類を添えて(変更)申請する。

(注) 関係書類として、事業実施計画書(別紙様式第1号-2)を添付すること

別紙様式第1号-2

平成 年度 農業生産工程管理推進事業交付金 事業実施計画書

1 都道府県名

2 事業の目的

3 事業の実施体制

※体制図を添付すること。GAP指導員の配置の考え方及び配置場所を明記すること。

4 成果目標の設定

目 的	目 標	目標設定の考え方及び目標値
I 指導体制の構築	GAP指導員の 新規育成数	(目標値)
II GAP 認証の取 得拡大	GAP認証の新 規取得経営体数	(目標値)

※目標設定の考え方は、目標値を設定した根拠となる考え方を記載すること。

5 事業の実施方針及び取組概要

(1) 指導体制の構築

ア GAP指導員及びGAP認証審査員の育成

(ア) 育成に向けた基本方針

(イ) 指導体制計画

※ 下表の上段（状況段）のA<sub>(1又は2)</sub>とB<sub>(1又は2)</sub>の組合せごとに該当する人数を、下段（組織段）の組織ごとに記載

		①	②	③	④	⑤	指導員数 ①+②+④	備考
状況	A <sub>1</sub> ：既に研修を受講済み	○	○	○	-	-		
	A <sub>2</sub> ：30年度内に研修を受講する見込みの者 (A <sub>1</sub> を除く)	-	-	-	○	○		
	B <sub>1</sub> ：既に指導実績が3件以上の者	○	-	-	-	-		
	B <sub>2</sub> ：30年度内に指導実績が3件以上になる見込みの者 (B <sub>1</sub> を除く)	-	○	-	○	-		
組織								
合計		名	名	名	名	名	名	

- 注1 同一人物が複数の研修を受講する場合であっても1名とカウントする。  
 注2 実績については、(括弧)書きで下段に記載すること  
 注3 実績報告時にあっては所属及び氏名等を記載したリストを添付すること

(ウ) G A P 認証審査員の育成数

名
---

(※ 実績については、年度末の取組状況取りまとめの際に(括弧)書きで下段に記載)

イ GAP指導活動の推進  
 (ア) 指導活動の基本方針

(イ) 活動内容

取組内容	実施回数、参集範囲、参加人数等
・ ・	・ ・

注 検討会、講習会・研修会、重点指導対象農業者等に対する個別指導、指導端末の導入等の取組と、その詳細がわかる定量的な内容を記載すること。

(2) GAP認証の取得拡大

ア GAP認証の取得拡大の支援の基本方針

イ 支援内容

区分	新規取得経営体数		
		うち団体認証 によるもの	うち農業教育機関
GLOBALG. A. P.			
ASIAGAP			
JGAP			

注 実績報告時にあつては認証を取得した（見込みを含む）経営体等の名称、所在市町村名、認証の種類、青果物・穀物・茶等の区分、作物名等を記載した一覧表を添付すること。



6 事業費

区分	金額	備考（積算員数及びその根拠）
合計		
うち交付金の額		

注1 区分の欄には交付要綱の別表に掲げる区分ごとに、生産局長が別に定める実施要領のガイドラインに記載する対象経費を参考に記載すること。

注2 根拠となる資料を添付すること。

別紙様式第2号

農業生産工程管理推進事業交付金事業の成果及び評価報告書（平成 年度）（平成 年 月 日作成）  
都道府県名 \_\_\_\_\_

区分	目標値				事業実績		備考
	事業内容	目標値	実績	達成度	評価	所要額実績（円）	
事業の成果							
都道府県による評価							
国による評価							

留意事項

- 1 「実績」、「達成度」及び「評価」の記載方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
  - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
  - (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。  
A………達成度100%以上

- B……達成度80%以上
- C……達成度50%以上
- D……達成度50%未満

## 2 事業内容及び実績額について

- (1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。
- (2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
- (3) 「交付金相当額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。
- (4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。  
また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

3 「国による評価」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、都道府県は記入しない。

4 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料を添付する。

〇〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長  
北海道にあっては、北海道農政事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

農業生産工程管理推進事業交付金改善計画について（平成〇年度）

平成〇年度について、実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

成果目標の 種別	（ 年）		（ 年）	
	当初目標 （ 年）	実績値	当初目標 （ 年）	実績値

（2年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。）

3 当初実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

（改善計画は1か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制